

電気通信大学情報セキュリティ委員会規程

平成29年 1月25日

改正

平成30年 3月30日

令和 2年11月11日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学情報システム運用基本規程第10条第2項の規定に基づき、電気通信大学情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 情報セキュリティポリシーの策定及び改訂に関すること。
- (2) 電気通信大学サイバーセキュリティ対策等基本計画の策定及び改訂並びにその計画の実施状況の把握と改善に関すること。
- (3) 情報セキュリティに関する教育の年度講習計画の策定及び改訂並びにその計画の実施状況の把握と改善に関すること。
- (4) 本学が保有する情報資産の管理に関すること。
- (5) 情報システム非常時行動計画の策定及び改訂並びにその実施に関すること。
- (6) 委員会において策定した計画及び実施状況についての自己点検の実施に関すること。
- (7) その他情報セキュリティに関すること。

(委員)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 最高情報セキュリティ責任者
- (2) 最高情報セキュリティ責任者補佐
- (3) 情報セキュリティアドバイザー
- (4) UEC-CSIRT責任者
- (5) 情報理工学域長
- (6) 情報理工学研究科長
- (7) 国立大学法人電気通信大学教育研究評議会規程第2条第1項第7号に規定する者
- (8) その他最高情報セキュリティ責任者が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、最高情報セキュリティ責任者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第5条 委員会に副委員長を置き、最高情報セキュリティ責任者補佐をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議の開催)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

(議事)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 情報セキュリティ監査責任者は、監査のため必要に応じて委員会に出席するとともに、意見を述べることができる。

2 委員会が必要と認めたときは、前項の者以外の者を委員会に出席させて、意見を聴くことができる。

(委員会の事務)

第9条 委員会に関する事務は、学術国際部学術情報課が行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年1月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年11月11日から施行する。